

多可町障害者活躍推進計画

機関名	町長部局
任命権者	多可町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
町長部局における障害者雇用に関する課題	多可町においては、障害者の採用を継続的に行い、障害者雇用の確保に努めてきたことにより、法定雇用率を達成している。 今後も法定雇用率の達成を維持するとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、さらなる体制整備や相互理解の取り組みが必要であるため、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。
目 標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 現段階：2.80%以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	○必要に応じて、異動又はジョブローテーションを行い障害のある職員の定着を図る。 ○不本意な退職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報のタイミングで人事評価結果等を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として総務課副課長又は課長補佐を選任する（人事異動により、当該職員が資格要件を満たさない場合、資格要件を満たすまでの間はこの限りではない）。 ○障害者雇用推進者は、計画の実施に必要となる事項について、関係する部署と連携を図るものとする。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者も含む。）について、兵庫労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

①職務の選定・創出	○配属に当たっては、障害のある職員の業務遂行能力を十分に理解した上で、適切な業務分担を行う。 ○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	○基礎的環境整備として、障害のある職員が利用しやすい環境に配慮した設備を整備するほか、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○人事評価面談等、定期的に必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。
②募集・採用	○採用選考に当たっては、障害者からの要望を踏まえ、面接の際に障害担当者や手話通訳者を配置するなど障害特性に配慮した選考方法を採用する。 ○採用・配属・職務の選定については、障害者とも相談の上、双方に過度な負担がかからない範囲で知的障害者、精神障害者及び重度障害者の積極的な任用を行う。 ○募集・採用に当たり、次の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除又は限定する。 ・自力で通勤できることを条件に設定する。 ・介助者なしで業務遂行可能という条件を設定する。 ・就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中支援が受けられることという条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③働き方の支援	○時差出勤・早出遅出制度など、障害のある職員の障害特性に合わせて柔軟に対応する。 ○年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。
④キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。 ○希望する職務がある場合は、本人の適性等を考慮の上、職務の拡大、異動等を検討する。
⑤その他の人事管理	○定期的に面談を実施し、状況把握・体調面への配慮を行う。
4. 雇用状況	
①障害者雇用率	【令和6年6月1日現在の雇用率】 実雇用率：3.87%（法定雇用率：2.80%）

②職場定着率	【採用 1 年後の職場定着状況 令和 7 年 2 月現在】 100.0% 対象：平成 31 年度から令和 7 年 2 月までに実施した障害のある人を対象とした採用選考による採用者。
5. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。